

松戸市 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料 一覧 令和5年4月1日改正

事務の種類	区 分			金 額	
	建物の用途	評価方法	床面積の合計	ア 適合証等を添付して申請した場合	イ ア以外の場合
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項の表において「省令」という。)第10条第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	200㎡未満のもの	1件につき 4,600円	1件につき 33,100円
			200㎡以上のもの	1件につき 4,600円	1件につき 37,000円
		省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	200㎡未満のもの	1件につき 4,600円	1件につき 17,000円
			200㎡以上のもの	1件につき 4,600円	1件につき 18,300円
	共同住宅等	省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	300㎡未満のもの	1件につき 9,100円	1件につき 66,700円
			300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 19,400円	1件につき 111,300円
			2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 43,300円	1件につき 189,400円
			5,000㎡以上のもの	1件につき 77,600円	1件につき 271,500円
		省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	300㎡未満のもの	1件につき 9,100円	1件につき 31,900円
			300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 19,400円	1件につき 55,000円
			2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 43,300円	1件につき 99,600円
			5,000㎡以上のもの	1件につき 77,600円	1件につき 150,700円
	非住宅の部分	省令第10条第1号によるもの	300㎡未満のもの	1件につき 9,100円	1件につき 219,800円
			300㎡以上1,000㎡未満のもの	1件につき 15,900円	1件につき 275,300円
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの			1件につき 25,900円	1件につき 355,500円	
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの			1件につき 77,600円	1件につき 507,300円	
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの			1件につき 122,800円	1件につき 624,900円	

		10,000m <sup>2</sup> 以上 25,000m <sup>2</sup> 未満のもの	1件につき 155,100円	1件につき 738,500円
		25,000m <sup>2</sup> 以上のもの	1件につき 193,800円	1件につき 842,500円
	複合建築物	非住宅部分認定相当額に住宅部分認定相当額を加算した額		
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額			
備考				
<p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により同法第53条第1項の規定による認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の手数料は、この表を適用して得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。</p> <p>(2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が、認定を求める低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合に限る。）して、同法第53条の規定による認定の申請の前に申請者に交付した書面</p> <p>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合に限る。）の写し</p>				